

岬町告示第66号

地方自治法施行令第168条第8項の規定により、岬町指定金融機関を次のように指定する。

令和7年10月1日

岬町長 田代 堯

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 指定金融機関の名称及び位置 | 紀陽銀行
泉南郡岬町淡輪1167番地2 |
| 2. 事務取扱店舗の名称 | 紀陽銀行 岬支店 |
| 3. 指定期間 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで |
| 4. 取扱事項 | 公金出納事務 |